

有価証券の供託手続について

日本銀行代理店の集約のお知らせ

名古屋法務局刈谷支局において取り扱う**供託有価証券**の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

現行の取扱店：日本銀行桜通代理店

(三菱UFJ銀行名古屋営業部

:名古屋市中区錦三丁目21番24号)

代理店変更日：**令和7年12月3日(水)**

新たな取扱店：**日本銀行名古屋支店**

名古屋市中区錦二丁目1番1号

営業時間：9時から15時まで

※ 令和7年12月3日(水)以降は、**供託有価証券**は日本銀行名古屋支店に寄託してください。既に日本銀行桜通代理店に寄託してある有価証券については、手続等をする必要はありません。

なお、**金銭供託**及び**供託振替国債**の取扱代理店については、変更がありません(日本銀行桜通代理店)ので、ご注意ください。

- ✓ 金銭の供託は「**オンライン申請**」であれば、供託所(法務局)や日本銀行(取扱店)に行くことなく、自宅や職場から供託手続をすることができます。
- ✓ 供託金は「**ペイジーが利用できる金融機関のATM**」や「**インターネットバンキング**」で納付することができます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

名古屋法務局刈谷支局 電話：0566-21-0086